

議事 3 指定管理者の選定に係る審査項目及び審査内容

【審議事項】

別紙「京都市市民防災センター指定候補者選定に係る審査項目及び審査内容(案)」について審議する。

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

京都市市民防災センター指定候補者の選定に係る審査項目及び審査内容(案)

審査項目		審査内容	配点 (100)	審査 結果
申請団体の状況		○申請団体の特徴、申請団体の財務状況、コンプライアンスの状況（過去2年間の重大な事故及び不祥事※の有無並びに対応等） ○同種事業の実績	20	
指定管理施設の運営に関する計画	施設運営の考え方	○業務実施に当たっての管理運営方針	5	
	サービス提供体制	○職員等の体制（人員配置、業務シフト等） ○職員の確保・育成策（研修計画、有資格者の優遇等） ○労働関係法令の遵守	5	
	サービスの質の評価	○利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法 ○サービスの自己評価についての考え方	5	
	個人情報の保護	○情報管理の体制	5	
	地域との連携	○地域との連携についての考え方と具体策	5	
	施設の維持管理	○建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務、警備業務の考え方	5	
	危機管理の方策	○事故・不祥事防止などを含む日常的な危機管理の方策 ○防災対策及び非常災害時の対応策	5	
防災意識の普及啓発		○防火防災意識の普及啓発に係る事業の内容 ○情報発信の内容 ○各種団体（市内・市外別）への指導についての考え方と具体策	15	
自主事業に関する計画		○施設の稼働率の向上 ○地域の活性化に資する取組の実施	5	
経営に関する計画		○経営の安定性 ○運営経費の考え（事業計画と経費のバランス、妥当性等） ○経費の縮減の取組 ○自主事業を含む収入増加の取組 ○利益の本市（市民）への還元（本市への納付金等を含む）	10	
市内中小企業への発注		○市内中小企業への発注に対する考え方	5	
その他の取組	コンプライアンスの推進	○団体（企業）倫理やコンプライアンスの取組	10	
	地球環境に配慮した取組	○地球環境に配慮した取組		
	SDGs推進	○SDGs推進に向けた取組		
	障害者への配慮	○障害者への配慮に係る取組		
	男女共同参画	○男女共同参画に向けた取組		
	子育て支援	○子育て支援への取組		

※ 本指針において、「重大な事故」及び「不祥事」とは、次のものをいう。

- ① 当該団体に生じた事案で、京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの
- ② 当該団体の職員のうち、公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの

※ 「コンプライアンスの状況」の審査においては、多様な事業を広範に行っている大規模団体についても公平な審査ができるよう、施設の種別等によって配点や係数の調整を行うことを検討すること

（例）京都市競争入札参加停止取扱要綱別表（第3条関係）の「2 公衆損害事故」や「3 契約関係者事故」などについて、審査項目を「団体全体における事故」と「同種施設における事故」に分割し、同種施設における事故がある場合のみ減点するなど